

ダイオキシン類対策特別措置法

届出のしおり

奈良市保健所  
保健・環境検査課

## は じ め に

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。またその発生源は多岐にわたっており、発がん性、奇形性等の広範囲にわたる毒性影響が報告されています。

そこで、平成 11 年 7 月にダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うことなどを目的として、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）」が制定され、平成 12 年 1 月 15 日に施行されました。

つきましては、このことにより法の規制対象となった特定施設をすでにお持ちの方、またはこれから設置しようとする方は、この「しおり」を参考に各種届出を奈良市長に提出してください。

## ■ 事業者の責務等

事業者は、事業活動に伴って発生するダイオキシン類による環境汚染の防止、又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国等が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又は除去等の施策に協力しなければなりません。  
たとえば、以下のとおりです。

### 1. 届出

以下に該当する場合は、届出が義務付けられています。  
提出部数はすべて2部です。

届出を必要とする場合		条文	届出等の時期	届出内容
1	特定施設を設置しようとする場合	設置届 第12条	着手予定日の60日以上前	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種別 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 排出ガス、廃液及び汚水の処理方法 (7) 添付書類 ① ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項を記載した書類 ② 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法 ③ 工場又は事業場の周辺の見取り図 ④ 大気：排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統図／特定施設及び廃ガス処理施設の設置場所を明記した図面（工場又は事業場の平面図）／特定施設及び廃ガス処理施設の構造概要図（主要寸法を記入したもの、排出ガスの測定箇所を明示のこと） ⑤ 水質：特定施設、汚水処理施設、主要機械、装置、用水及び排水の導水経路が記載された工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図／特定施設を含む操業系統図、汚水等の処理系統図、用水及び排水の系統図／特定施設及び汚水等の処理施設の構造概要図、仕様書及び設計図面／排水の汚染状態及び量（処理前後の水量及び水質を含む） ⑥ その他必要と認められる書類
2	既に設置されている施設が新たに特定施設となった場合	使用届 第13条	特定施設となつた日から30日以内	
3	特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理の方法、排水系統別を含む排水の汚染状態及び量等を変更する場合	構造等変更届 第14条	変更する日から60日以上前	
4	氏名等届出内容の(1)、(2)に変更があった場合	氏名等変更届 第18条	変更した日から30日以内	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
5	特定施設（の使用）を廃止した場合	使用廃止届 第18条	使用を廃止した日から30日以内	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種別
6	特定施設を承継した場合	承継届 第19条	承継した日から30日以内	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種別 (4) 被承継者の氏名、名称、住所

### 2. 届出に関する規制措置

(1) 計画変更命令（法第15条）

特定施設の設置又は構造変更の届出の内容により、排出基準に適合しないと認められるときは、特定施設の構造、使用の方法等に関する計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止の命令を受けることがあります。

(2) 工事の実施の制限（法第 17 条）

特定施設の設置又は構造変更の届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、届出に係る施設の設置又は変更をしてはいけません。

ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、この期間を短縮することができます。

3. 事故時の措置（法第 23 条）

特定施設を設置している事業者は、施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故についての応急措置を講じ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。

また、事故の状況を直ちに奈良市長に通報しなければなりません。

4. 測定義務（法第 28 条）

特定施設を設置している事業者は、毎年 1 回以上排出ガス等についてダイオキシン類の汚染の状況を測定しなければなりません。また、上記測定結果を奈良市長に報告しなければなりません。（奈良市長は、報告を受けた測定結果を公表するものとされています。）

測定対象	測定義務者
排出ガス（施設の排出口）	大気基準適用施設を設置している者
排水水（事業場の排水口）	水質基準適用事業場を設置している者
ばいじん 及び 燃え殻	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設）を設置している者

■ 特定施設

「特定施設」には「大気基準適用施設」と「水質基準対象施設」があります。「大気基準適用施設」とは、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する特定施設で、施行令別表第 1 に掲げるものをいい、「水質基準対象施設」とは、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する特定施設で、施行令別表第 2 に掲げるものをいいます。

1. 大気基準適用施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 1 より）

番号	施設の種類の種類	施設の規模・条件
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1000kVA 以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1 トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50kg 以上のもの。なお、2 つ以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあってはその合計とする

2. 水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2より）

番号	施設の種類	施設の規模・条件
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、 廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、 廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、 イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	塩化ニトロシルを使用するものに限る。
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、 イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、 イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、 イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、 イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、 イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、 イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属の回収の用に供する施設のうち、 イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。

15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、 イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設 PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、 イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。
18	下水道終末処理施設	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設(前号に掲げるものを除く。)	第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの限り、公共用水域に排出されるものを除く。

## ■ 特定施設の排出基準

特定施設の設置年月日及び種類に応じて、ダイオキシン類の排出基準が定められています。

### 1. 排出ガスに係る大気排出基準 (法第8条)

特定施設の種類	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		標準酸素濃度 (%)	
	既 設	新 設		
	(H12.1.14 以前に設置した施設)	(H12.1.15 以降に設置した施設)		
1 鉄鋼業焼結炉	1	0.1	15	
2 製鋼用電気炉	5	0.5	—	
3 亜鉛回収の焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	10	1	—	
4 アルミニウム合金製造の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	5	1	—	
5 廃棄物焼却炉 (火床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上)	焼却能力 4t/h 以上	1	0.1	12
	焼却能力 2t/h 以上-4t/h 未満	5	1	12
	焼却能力 2t/h 未満	10	5	12

注1 排出基準は、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>中のダイオキシン類の量であって、標準酸素濃度を記載した施設は、次式により酸素濃度補正を行って得られた値とする。

$$\text{ダイオキシン類濃度} = \frac{(21 - \text{標準酸素濃度}(\%)) \times \text{排ガス中のダイオキシン類実測濃度}}{(21 - \text{排ガス中の酸素濃度}(\%))}$$

注2 施行令別表第1第5号に掲げる施設の大気排出基準は、炉ごとに適用される。

## 2. 排水に係る水質排出基準（法第 8 条）

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/l)
施行令別表第 2 第 1 号から第 19 号までに掲げる施設	10

## 3. 廃棄物焼却炉のばいじんの処理（法第 24 条）

廃棄物焼却炉(特定施設)から排出される集じん機によって集められたばいじん、焼却灰、燃え殻の処分を行う場合は、ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が基準以内になるように処理しなければなりません。

ダイオキシン類の量の基準	3ng/g
--------------	-------

### 注 経過措置

平成 12 年 1 月 15 日において現に設置され、又は設置の工事がされている焼却炉から排出されるばいじん等については、次の方法により処分を行えば基準は適用されません。

- a. セメント固化設備を用いて重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜるとともに、適切に造粒し、又は成形したものを十分に養生して固化する方法
- b. 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- c. 酸その他の溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の重金属を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生じる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、または精錬工程において重金属を回収する方法

## ■ 罰則

適用	罰 則
計画変更命令（法第 15 条）に違反した場合	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
特定施設の設置（法第 12 条）・構造変更（法第 14 条）の届出をせず又は虚偽の届出をした場合	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
工事の実施の制限（法第 17 条）に係る違反をした場合	20 万円以下の罰金
職員の立入を拒否したり、妨げたり、又は虚偽の報告をした場合（法第 34 条）	
氏名の変更（法第 18 条）・特定施設の使用の廃止（法第 18 条）・承継（法第 19 条）の届出をせず又は虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料

## ■ 届出に関する相談、提出先

〒630-8122

奈良市三条本町 13 番 1 号

奈良市保健所 保健・環境検査課 環境衛生係

(奈良市保健所・教育総合センター（はぐくみセンター） 4 階)